

# 各種無料相談のご案内

相談名	内容	相談日	会場	時間	問い合わせ
法律相談	金銭・土地・損害賠償など (弁護士が対応)	3月2日(火)	文化会館	午後1時30分～4時 ※要予約	社会福祉協議会 ☎80-3611
		3月16日(火)	文化会館		
		4月6日(火)	文化会館		
行政相談	一般行政上の問題・要望など	3月9日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	総務課秘書広報班 ☎84-1211
		3月23日(火)	文化会館		
		4月13日(火)	文化会館		
人権相談	人権の侵害に関する悩みなど	面接による相談は中止します			千葉地方法務局匝瑳支局 ☎72-0334
心配ごと相談	家庭や地域での悩みなど	3月9日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	社会福祉協議会 ☎80-3611
		3月23日(火)	文化会館		
		4月13日(火)	文化会館		
消費生活相談	多重債務・訪問販売など	毎週火曜日	消費生活相談室 (役場東側 玄関口ヒュー)	午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く	産業課経済班 (消費生活相談室) ☎84-1233
教育相談	育児・しつけ・不登校・いじめなど	毎週火・水曜日	教育課	午前9時～午後4時	教育課教職員・指導室 ☎84-4116
休日納税相談	町税等の納付に関する事	3月14日(日)	税務課	午前9時～正午 ※要予約	税務課収納対策班 ☎84-1212
		3月28日(日)			
		4月11日(日)			
お年寄相談窓口	生活や介護の不安など社会福祉に関する事	月～金曜日 (祝休日・年末年始を除く)	電話相談のみ ☎84-2338	午前9時～午後5時	福祉課社会福祉班 ☎84-1257

相談名	内容	相談日	会場	時間	問い合わせ
暮らしのお悩み相談会	成年後見・遺言・相続に関する事	3月26日(金)	役場内相談会場	午前10時～正午 ※町内在住者対象 ※要予約	中核地域生活支援センター さんネット ☎0475-77-7531 さんぶ生活相談センターリ ンクサポート ☎0475-77-7532
	暮らしの相談	4月23日(金)			
ハローワーク千葉出張相談	就職に関する事	3月25日(木)	消費生活相談室 (役場東側 玄関口ヒュー)	午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く ※要予約	☎84-1215 ☎043-242-1181
サポステによる若者向け就労出張相談会	就職活動や職場内での悩みなど (就職氷河期世代も対象と しています。)	3月11日(木)	消費生活相談室 (役場東側 玄関口ヒュー)	午前9時30分～午後4時30分 ※正午～午後1時を除く ※要予約	ちば南東部地域若者サポ トステーション ☎0475-23-5515
税理士による無料相談	税務書類の作成と相談	3月3日(水)	東金商工会館	午前10時～午後3時 ※要予約(当日可)	千葉県税理士会東金支部 ☎0475-50-6322 ☎043-227-8021
		3月17日(水)			
		4月7日(水)			
地元建設職人による無料住宅相談	新築・修繕・融資・耐震診断・住宅エコポイントなど (地元の建設職人・建築士・増改築相談員が対応)	毎月第3日曜日	文化会館	午後1時～3時	千葉県建一般労働組合山武支部事務所 ☎0475-58-8231
千葉県行政書士会無料電話相談	資金繰り、公的融資制度及び補助金制度等の紹介など	毎週火・金曜日	千葉県行政書士会事務局	午後1時～4時	千葉県行政書士会事務局 ☎043-227-8021

## 子ども急病電話相談

受診した方がよいのか、様子をもて大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

 **#8000**

毎日 午後7時～翌午前6時

(ダイヤル回線・光電話・IP電話からは)  
☎043-242-9939

## 山武郡市夜間急病診療所

夜や休日に具合が悪くなったときに利用できます。専門医が不在の場合がありますので、事前にお問い合わせください。

場所 山武郡市医療福祉センター

 **0475-50-2511**

年中無休 午後8時～11時

## 商工会伝言板 事業者様へ青色申告のすすめ

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。節税効果のある青色申告をこの機会に始めてみませんか？



### 【青色申告の主要な3つの特典】

- ① 所得金額から最高65万円を差し引くことができます。
- ② 配偶者等に支払う給与を必要経費に算入することができます。
- ③ 赤字を前年や翌年の所得金額から差し引くことができます。

### 【手続き方法】

青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

### 【その他】

適用には所定の要件がありますので、税務署または商工会までお問い合わせください。

問 商工会 ☎82-0434